

7 その他全般的事項

<工学研究科 宇宙航空理工学専攻（修士課程）>

（1）設置計画変更事項等

設 置 時 の 計 画	変更内容・状況、今後の見通しなど
該 当 な し	該 当 な し

（注）・ 1～6の項目に記入した事項以外で、設置時の計画より変更のあったもの（未実施を含む。）及び法令適合性に関して生じた留意すべき事項について記入してください。

（2）教員の資質の維持向上の方策（FD・SD活動含む）

① 実施体制

a 委員会の設置状況

- ・ FD・SD委員会を設置している。
- ・ 同委員会の下に、FD活動WG、SD活動WG、活動評価点検委員会、ジャーナル編集委員会を置いている。
- ・ 学長の下に、教育活動顕彰審査選考委員会を置いている。
- ・ 委員会規程は別添のとおり。（中部大学FD・SD委員会規程、中部大学FD活動評価点検委員会規程、中部大学教育活動顕彰規程、中部大学教育活動顕彰審査選考委員会規程）

b 委員会の開催状況（教員の参加状況含む）

- ・ FD・SD委員会：開催回数 3回、委員 33人（委員長は学長）、参加人数第1回 25人、第2回 27人、第3回 25人
- ・ FD活動WG：開催回数8回、委員 11人（WG長は大学企画室高等教育推進部長）、参加人数第1回 10人、第2回 9人、第3回 10人、第4回 11人、第5回 9人、第6回 11人、第7回 10人、第8回 9人
- ・ SD活動WG：開催回数3回、委員 9人（WG長は大学事務局長）、参加人数第1回 8人、第2回 8人、第3回 7人
- ・ FD活動評価点検委員会：開催回数3回、委員 12人（委員長は大学企画室高等教育推進部長）、参加人数第1回 7人、第2回 10人、第3回 10人
- ・ 教育活動顕彰審査選考委員会：開催回数2回、委員 18人（委員長は教育担当副学長）、参加人数第1回 16人、第2回 18人
- ・ ジャーナル編集委員会：開催回数3回、委員 10人（委員長は大学企画室高等教育推進部長）、参加人数第1回 7人、第2回 9人、第3回 10人

c 委員会の審議事項等

- ・ FD委員会
①FD・SD活動の在り方に関する事項 ②FD・SD活動の実務に関する事項 ③教育職員の顕彰に関する事項
④教育職員の資質開発を図るために組織的な研修に関する事項 ⑤その他FD・SDに關し必要な事項

- ・FD活動評価点検委員会
FD活動及び教育活動顕彰制度に関する事項の評価点検に関すること。
- ・教育活動顕彰審査選考委員会
教育活動顕彰制度に係る重要事項及び表彰対象者の審査及び選考に関すること。

② 実施状況

a 実施内容

- ・新任教員説明資料の配付
- ・教育活動重点目標・自己評価シートの設定
- ・学生による授業評価
- ・教員による授業自己評価
- ・授業改善アンケート
- ・Cumoc (キューモ : Chubu University Mobile Clicker) システムの提供
- ・授業改善ビデオ撮影支援
- ・授業のオープン化制度（全学公開授業、授業サロンの開催を含む。）
- ・全学公開授業
- ・授業サロン
- ・CUルーブリックライブラリ (Chubu University Rubric Library)
- ・FDフォーラム、FD・SD講演会
- ・キャリアアッププログラム
- ・FDカフェ
- ・FDオンデマンド講義
- ・FD活動支援経費の補助
- ・教育活動顕彰制度
- ・教職員総会（SD）
- ・中部大学『魅力ある授業づくり』プログラム
- ・FD活動評価点検
- ・「中部大学教育研究」の刊行
- ・学部・研究科FD委員会

b 実施方法

- ・**新任教員説明資料の配付**
FD活動全般及び教育活動顕彰制度について、採用日の辞令交付後に配付。
- ・**教育活動重点目標・自己評価シートの設定**
専任教員全てが、各学部が定めた教育活動、学務活動、社会貢献等に関する項目について重点目標を定め、学部長、学長に提出し、年度末に自己評価を行い、その結果を学部長、学長に提出。
- ・**学生による授業評価**
各学期末（年2回）に、学生の全履修科目について、Webを利用して実施。その結果及び担当教員のコメントをWeb上で、全学生及び教職員が閲覧可能。
- ・**教員による授業自己評価**
各学期末（年2回）に、教員が担当する授業科目について、基本項目、授業目的、熱意態度、授業方法、授業運営、内容理解、総合評価、学生に対する認識等の設問項目により実施。
- ・**授業改善アンケート**
授業担当教員が該当科目の開講期間中に、受講生と担当教員のみの双方向コミュニケーションツールとして、Web上で学生の意見を聴き、反映することができるシステムを提供。

・ Cumoc (キューモ)

「授業改善アンケート」システムにおいて、受講生が携帯電話、パソコンを利用して回答するクリッカーモードのことをいい、授業中に教員が作成したアンケートに対し、受講生からの回答をリアルタイムに集めて、その結果を教員と受講生が一緒に見ながら授業を進める双方向対話型の授業を構築していくためのツールを提供。

・ 授業改善ビデオ撮影支援

担当部署が協力して、講義室に出張撮影し、撮影した映像をDVDなどに記録して教員に提供。

・ 授業のオープン化制度

他の教員の授業を参観して更なる授業改善への模索を行うべく、原則として全ての授業のオープン化を実施。

・ 全学公開授業

授業担当者が授業を公開することで、自分の授業の課題を明確にし、抱えている問題や悩みに関するアドバイスを得る場として位置づけ。

・ 授業サロン

異なる分野、文理の壁を越えた教員（5人程度）が、互いの授業見学を行い、授業の考え方、工夫、改善等について情報・意見交換を通じて、授業改善のヒントを見出すことを目的として実施。

・ CUループリックライブラリ (Chubu University Rubric Library)

教員が自ら作成したループリックの「蓄積」を行い、互いに「共有」することで、ループリックの「作成支援」に繋げることを目的に運用。

・ FDフォーラム、FD・SD講演会

FD委員会が企画し、大学教育等の改革、改善、質的向上の推進を図るため、学内外の講師により全教職員に案内して実施。

・ キャリアアッププログラム

授業デザイン、授業技術・運営、情報通信技術等について学内外の講師により、大学教員に求められるこれらのスキルアップを図るプログラムの実施。

・ FDカフェ

大学教育に関する様々なテーマ等について、教職員が自由に意見を交わすことで情報やスキルを共有する場の提供。

・ FDオンデマンド講義

全国私立大学FD連携フォーラム(JPFF)が運営する「実践的FDプログラム・オンデマンド講義サービス」を希望者(専任教職員)に対して、中部大学「FDオンデマンド講義」として提供。

・ FD活動支援経費の補助

教員間におけるFD活動を奨励、支援し、教育活動を一層充実させるために、学科、教室等のFD活動に対し、その計費の一部を補助。

・ 教育活動顕彰制度

教員の教育活動に係る業績、学生による授業評価、学内行政(学務活動)・社会貢献に係る業績などを評価項目とし、教育活動全般を総合的に評価して、特に優れた活動をした者に対する教育活動優秀賞及び特筆すべき教育活動実績を挙げた者に対する教育活動特別賞の2種類の表彰を施行。

・ 教職員総会 (SD)

各学期の初めに実施する。理事長から学園方針を、学長からは大学方針を説明。

・ 中部大学『魅力ある授業づくり』プログラム

FD・SD委員会が主催するFDプログラムへの参加状況により、規定の要件を満たしたものに、その努力を称えて修了証を授与する。

・ FD活動評価点検

全学・学部等で実施したFD活動の目標、取り組み、課題等について、評価・点検を行い、学内外に公表。

・ 「中部大学教育研究」の刊行

大学教育の理念・手法・改善策などを論じ合う場を提供し、教育改善・質的向上に役立てるという目的をもって刊行。

・ 学部・研究科FD委員会

学部・研究科の現場における実行組織

c 開催状況（教員の参加状況含む）

・ FDフォーラム：令和4年度は開催せず

・ FD・SD講演会：開催回数 2回、第58回 125人、第59回 140人

・ 全学公開授業：令和4年度は開催せず

・ 授業サロン：1グループ 5人

・ 教育活動顕彰：教育活動優秀賞 11人、教育活動金虎賞 5人、教育活動特別賞 1人

- ・キャリアアッププログラム：開催回数11回、第134回 9人、第135回 8人、第136回 5人、第137回 4人、第138回 8人、第139回 46人、第140回 7人、第141回 8人、第142回 6人、第143回 10人、第144回 5人
- ・FDカフェ：開催回数2回、第32回 7人、第33回 31人
- ・FDオンデマンド講義：2組織、個人16人
- ・FD活動経費補助： 6件 総額 224,904円
- ・『魅力ある授業づくり』プログラム修了証授与：修了者7人
- ・教職員総会：開催回数2回、春学期 616人(含リモート参加)、秋学期 578人(含リモート参加)

※学部・研究科FD委員会は、活動目標、取り組み状況、課題と今後の取り組みを掲げて常時活動している。

d 実施結果を踏まえた授業改善への取組状況

本学では、全学的な組織として「FD・SD委員会」を置き、その下に「FD活動WG」、「SD活動WG」及び「FD活動評価点検委員会」及び「ジャーナル編集委員会」を置いており、これらの委員会を中心として、上記の活動内容の結果を踏まえつつ、より個性的で多様化した授業改善・教育活動の向上を図るべく、積極的にFD活動に取り組んでいる。

一方、教育活動顕彰制度により、教育の一層の改善を図るために、教育活動の分野において、優れた功績を挙げた教育職員や教育組織を顕彰している。

また、毎年、「教育・研究活動に関する実態資料（1年間に行った教育、研究、社会貢献、大学運営に関する活動の基礎的なデータ集）」及び「中部大学教育研究（大学教育の理念・手法・改善策などを論じ合う場を提供し、教育改善・質的向上に役立てるための学内雑誌）」を教職員に配布し、PDCAサイクルの自己点検評価等の基礎的資料としての活用を求めている。

なお、学部・研究科FD・SD委員会では、常時活動を続け、教育プログラムの変更、授業内容の変更等まで踏み込んで、魅力ある授業づくりに取り組んでいる。

さらに、平成20年度から毎年度、主に組織を単位として行っているFD活動についての評価点検を実施し、「FD活動評価点検報告書」として、ホームページで公表している。

③ 学生に対する授業評価アンケートの実施状況

a 実施の有無及び実施時期

- ・授業改善アンケート・CUMOCシステム稼動：春学期 令和4年4月～9月、秋学期 令和4年9月～令和5年3月
- ・「学生による授業評価」「教員による授業自己評価」：令和4年7～9月、令和5年1～3月
- ・「学生による授業評価」の結果に対する教員のコメント入力：令和4年8月～9月、令和5年2～3月
- ・「学生による授業評価」「教員による授業自己評価」の結果公開：令和4年9月～、令和5年3月～

b 教員や学生への公開状況、方法等

授業評価の結果は、数値だけではなく、学生から寄せられた自由記述のまとめと授業評価に対する教員からのコメントも在学生、教職員向けに公開している。

(注) ①a 委員会の設置状況には、関係規程等を転載又は添付すること。

②実施状況には、実施されている取組を全て記載すること。（記入例参照）

(3) 教育課程連携協議会に関する事項

※専門職大学、専門職短期大学、専門職学科、専門職大学院以外は「該当なし」と記入ください。

該当なし

(4) 自己点検・評価等に関する事項

① 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見

工学研究科宇宙航空理工学専攻修士課程は、令和4年度に設置したところであり、その設置の趣旨・目的・教育目標等を着実に実行するため、全学一体となって更なる魅力ある授業づくり、学生による授業評価等を実施し、教育研究水準の向上、教育の質の向上に努める。

学生定員12人に対し、開設年度に18人、令和5年度に7人（平均定員超過率は1.04倍）の入学者を受け入れて、宇宙航空に関する基礎から応用に至る専門知識・能力を修得させる。これにより、現状を把握し、課題・問題を発見し、種々の学問・技術を総合し、倫理的洞察力を含む総合的視野から、実現可能な解を見つけるとともに、自分の考えを人に伝えられ、人の意見も聞くことができる高度専門職業人の育成に邁進し、社会及び地域等から高い評価が得られるよう努める。

② 自己点検・評価報告書

a 公表（予定）時期

- ・令和5年9月 公表予定

b 公表方法

学内外に向けて、ホームページで公開する予定。

③ 認証評価を受ける計画

- ・令和2年度に「(公財)大学基準協会」の認証評価を受審し、令和3年3月に大学基準に適合していると認定されている。
- ・令和9年度に「(公財)大学基準協会」の認証評価を受診予定。

(注) ・ 設置時の計画の変更（又は未実施）の有無に關わらず記入してください。

また、「① 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見」については、できるだけ具体的な根拠を含めて記入してください。

なお、「② 自己点検・評価報告書」については、当該調査対象の組織に関する評価内容を含む報告書について記入してください。

(5) 情報公表に関する事項

○ 設置計画履行状況報告書（令和5年度）

a 公表予定の有無 [有] [無]

« a で「有」の場合 »

- b 公表（予定）時期 [調査結果公表後1ヶ月以内] [公表後2～3ヶ月以内] [公表後3ヶ月以後]
c 公表方法 [ウェブサイトへの掲載] [その他（ ）]

« a で公表「無」の場合 »

- d 公表しない理由 []

※設置計画が各大学等が社会に対して着実に実現していく構想を表したものであることに鑑み、

設置計画履行状況報告書については、各大学等のウェブサイトに公表するなど、積極的な情報提供をお願いします。

○中部大学F D・S D委員会規程

(2002年5月22日 制定)

改正	2004年04月01日	2005年04月01日
	2007年04月01日	2008年04月01日
	2011年04月01日	2012年04月01日
	2017年06月21日	2019年04月01日
	2020年11月25日	

(設置)

第1条 中部大学（以下「本学」という。）に、本学の内部質保証体制の強化を目指し、多様化する社会に対応する『大学人』としての教職員のキャリア形成を図る組織的な取り組みを推進するため、中部大学F D・S D委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) F D・S D活動の在り方に関する事項
- (2) F D・S D活動の実務に関する事項
- (3) 教育職員の顕彰に関する事項
- (4) 教職員及び博士後期課程の学生の資質開発を図るための組織的な研修に関する事項
- (5) その他F D・S Dに関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 大学企画室長
- (4) 学部長
- (5) 研究科長
- (6) 教務部長
- (7) 学生部長
- (8) 大学企画室の部長及び副部長
- (9) 大学事務局長
- (10) 大学企画部長
- (11) 総務部長
- (12) 学長が指名する者

(任命)

第4条 委員は、学長が任命する。

(任期)

第5条 第3条第12号の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員を生じ、学長が欠員を補充する場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に、委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(定足数及び議決数)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数で決する。

(審議結果の報告)

第8条 委員長は、委員会において決定した重要事項を中部大学協議会に報告するものとする。

(専門委員会)

第9条 委員会に、必要に応じて、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、大学企画部において処理する。

(運営細則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、平成14年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年11月25日から施行する。

○中部大学F D活動評価点検委員会規程

(2008年4月1日 制定)

改正 2019年04月17日

(趣旨)

第1条 中部大学F D・S D委員会規程第9条に規定する専門委員会として、中部大学F D活動評価点検委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、本学におけるF D活動及び教育活動顕彰制度に関する事項について評価点検を行う。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学企画室高等教育推進部長
- (2) 大学企画室高等教育推進部副部長
- (3) 学長が指名する者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、大学企画室高等教育推進部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(委員の任命等)

第5条 委員は、学長が任命する。

- 2 第3条第3号の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、大学企画部において処理する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月17日から施行し、2019年4月1日から適用する。

○中部大学教育活動顕彰規程

(2008年4月1日 制定)

改正 2018年04月01日 2019年09月18日

(目的)

第1条 この規程は、中部大学（以下「本学」という。）の教育目標の達成、教育のより一層の改善を図るため、本学における教育活動の分野において優れた功績を挙げた教育職員を顕彰する「中部大学教育活動顕彰制度」（以下「顕彰制度」という。）の取扱いに関し必要な事項を定める。

(顕彰の種類)

第2条 顕彰制度による表彰は、次に掲げる2種類とする。

(1) 教育活動優秀賞（以下「優秀賞」という。）

教育活動全般を総合的に評価し、特に優れた活動をした教育職員を表彰するもの。

(2) 教育活動特別賞（以下「特別賞」という。）

特筆すべき教育活動実績を挙げた教育職員等を表彰するもの。

(優秀賞)

第3条 優秀賞は、年度の4月1日在籍する専任の教育職員（助教以上の者に限る。以下本条において同じ。）のうち、年間を通じて卒業研究を除く「学部授業」を各学期平均3コマ以上（年間6コマ以上）担当し、次年度も引き続き本学の専任の教育職員として勤務する者を対象とする。ただし、出張・病気等の理由により連続して2ヶ月以上にわたり出校しなかった者は、この対象から除くものとする。

2 優秀賞に対する評価は、学部におけるポイントと大学におけるポイントを併せて総合的に行うものとし、評価項目その他の取扱いについては、別に定める。

3 優秀賞の表彰者数は、各学部における表彰対象者数を按分して決定するものとする。ただし、その総数は、原則として表彰対象者の上位10パーセント以内の数とする。

4 優秀賞の選考の結果、その受賞が通算して4回目となる教員には、優秀賞の授与に代えて「教育活動金虎賞」を授与して顕彰する。なお、同賞を授与された教員は、翌年度以降の優秀賞選考対象から除外する。

(特別賞)

第4条 特別賞は、広義の教育活動（学生募集活動、就職支援活動等を含む。）において、当該年度における活動実績又は過去からの継続した活動実績に基づき、学部、その他これに類する組織から推薦があった教育職員、非常勤講師、組織、グループ等を対象とする。ただし、学部を対象とする推薦の場合は、自薦によるものとする。

2 特別賞に対する評価は、推薦書及び提出された資料に基づき行うものとする。

(審査選考委員会)

第5条 顕彰制度による表彰対象者の公正な審査及び選考を行うため、中部大学教育活動顕彰審査選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する事項は、別に定める。

(表彰者)

第6条 顕彰制度による表彰者は、委員会の具申に基づき、学長が決定する。

2 表彰者には、記念の盾を贈呈し、その栄誉を称える。

(評価の活用)

第7条 顕彰制度による表彰は、毎年度実施し、その結果は、教育上の業績として活用するものとする。

(施行細則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、中部大学F D・S D委員会の議を経て、学長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 中部大学教育活動表彰規程（平成14年10月22日制定）第5条の規定に基づく、平成19年度の教育表彰者が決定された時点をもって、中部大学教育活動表彰規程、審査・選考委員会規程（平成14年10月22日制定）、教育改善評価委員会規程（平成14年10月22日制定）及び評価点検委員会規程（平成14年10月22日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年9月18日から施行し、2019年4月1日から適用する。

○中部大学教育活動顕彰審査選考委員会規程

(2008年4月1日 制定)

改正 2017年06月21日 2019年04月17日

(趣旨)

第1条 中部大学教育活動顕彰規程（以下「顕彰規程」という。）第5条に規定する中部大学教育活動顕彰審査選考委員会（以下「委員会」という。）に関する事項は、この規程に定めるところによる。

(任務)

第2条 委員会は、「中部大学教育活動顕彰制度」に係る重要事項について審議するとともに、顕彰規程に基づく表彰対象者の審査及び選考を行う。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 副学長のうちから学長が指名する者

(2) 大学企画室長

(3) 学部長

(4) 研究科長

(5) 教務部長

(6) 学生部長

(7) 大学企画室の部長

(8) 大学事務局長

(9) 学長が指名する者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(委員の任命等)

第5条 委員は、学長が任命する。

2 第3条第9号の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、大学企画部において処理する。

(施行細則)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2019年4月17日から施行し、2019年4月1日から適用する。